

## 「企業買収における行動指針（案）」に対する意見公募要領

令和 5 年 6 月 8 日  
経済産業省  
経済産業政策局  
産業組織課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省は、公正な M&A 市場における市場機能の健全な発揮により、経済社会にとって望ましい買収が生じやすくすることを目指し、買収を巡る両当事者や資本市場関係者にとっての予見可能性の向上やベストプラクティスの提示に向けた検討を進めるべく、2022 年 11 月に「公正な買収の在り方に関する研究会」（座長：神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授）を立ち上げました。同研究会では、諸外国における法制度や実務、国内外の関係者から提供された意見等も踏まえつつ、我が国における M&A を健全な形で更に発展させていく観点から、買収に関する当事者の行動の在り方等について検討を行ってきました。

経済産業省は、同研究会における議論等を踏まえて、我が国経済社会において共有されるべき M&A に関する公正なルールとして、「企業買収における行動指針」を新たに策定する予定です。

つきましては、同研究会において取りまとめられた本指針（案）について、広く国内外の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

なお、「公正な買収の在り方に関する研究会」に関する資料及び議事要旨は、下記経済産業省のホームページに掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei\\_baishu/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/index.html)

### 2. 意見募集の対象

「企業買収における行動指針（案）」

※参考英訳として「Guidelines for Corporate Takeovers (Draft)」がございます。

### 3. 資料入手方法

- ・ 経済産業省ホームページにおける掲載

URL : <https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230607002/20230607002.html>

- ・ 又は、電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

URL : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

#### 4. 意見募集期間

2023年6月8日（木曜日）～2023年8月6日（日曜日）必着（日本時間）

#### 5. 意見提出先・提出方法

以下いずれかの方法で送付してください。

##### (1) 電子メール

「意見公募要領」の「別紙：意見提出用紙」に、日本語又は英語で御記入の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。

メールアドレス：bzl-Guidelines@meti.go.jp

（件名は「企業買収における行動指針（案）に対する意見」とし、意見提出用紙を添付してお送りください。）

##### (2) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）から本件の意見提出フォーム（※案内は日本語のみ）に進み、日本語又は英語で御記入の上、ご提出ください。

※「提出意見」の欄には、該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。複数の部分について御意見がある場合には、該当箇所ごとに分けて御記入ください。）、意見内容、理由を御入力ください。

#### 6. その他

提供いただいた意見・情報については、最終的な決定における参考とさせていただくことを予定しております。なお、提供いただいた意見・情報について、個別に回答等を行うことは予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

また、提供いただいた意見・情報は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、その全部もしくは一部を経済産業省のウェブサイト等において公表させていただく可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

経済産業省経済産業政策局産業組織課 パブリックコメント担当 宛

**「企業買収における行動指針（案）」に対する意見**

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。複数の部分について御意見がある場合には、該当箇所ごとに分けて御記入ください。）</p> <p>・ 意見内容</p> <p>・ 理由</p>	